

基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金公募【第3回】

問申 産業振興課 ブランド化推進室 商工観光係 ☎ 85-7670

本補助金は、自らの利益の拡大により基山町産業の振興を図り、地域社会に貢献すると認められた産業団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、事業者自らの発案による事業を支援し、基山町の産業振興を図る目的で実施します。※第3回公募分につきましては、令和6年度の予算額に達したため、「C事業：農林業の生産に関する事業」の募集はありません。

▽公募期間 令和6年10月28日(月)～令和6年11月11日(月)

▽事業実施期間 交付決定日～令和7年3月31日(月)

▽事業区分・対象要件・補助概要

事業区分	対象要件	補助概要
A事業	自ら生産性の向上を図り収益の拡大を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象者は、事業者、団体、任意の団体（3以上の連名）のいずれかです。 補助事業者は、町内に事業所等を有する者とします。 事業の申請後、基山町産業振興補助金審査委員会で採択要件を審査及び審議され、補助対象の可否が認定されます。 予算の範囲内において補助金を交付します。
B事業	賑わいの創出や新たな特産品等の開発に寄与する事業であって、公益性が高いと認められた事業	<ul style="list-style-type: none"> 申請のあった事業について、国または県に対象となる補助事業があるときは、補助の対象となりません。 事業申請には要件等があります。詳しくは、担当課までお問合せください。 令和7年3月31日までに、事業を完了し実績報告書が提出できること。（補助金が概算払で支払われた場合は、翌年度の4月30日）

▽補助金額等、補助率

事業区分	補助金額等		補助率	
A事業	事業費の下限	30万円	事業者	1/3以内
			団体及び任意団体	1/2以内
B事業	補助金額の上限	100万円	事業者	1/2以内
			団体及び任意団体	2/3以内



ホームページ

※補助金交付要綱や申請書の様式等は産業振興課にあります。また、基山町ホームページからもダウンロードできます。

有料広告

サンダル
バイバイ



基山すたーず

子供たちに
ライジャケを

基山町の塗替えといえば！ 当店へ！

ただ塗るだけじゃない



塗まる
nurimaru

代表 長東祐嗣

外壁・屋根・雨戸・シーリング

〒841-0203 基山町園部2779-60

TEL:090-2628-0980

Mail:the.980@icloud.com

お気軽にお問い合わせください！